

循環型廃棄物計画調査報告書（概要版）

（社）日本廃棄物コンサルタント協会

平成 18 年 12 月

1. はじめに

廃棄物処理をとりまく環境がめまぐるしく変化し、それに対応する廃棄物計画としての考え方が明確に整理されていないことから、本委員会では最近の廃棄物処理をとりまく環境を整理し、廃棄物計画を策定する際に必要となる考え方を今日的なものとして整理することをテーマとした。

インターネット H.P. にUPされている 13 編のごみ処理基本計画事例と「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 5 年 3 月 厚生省）との整合を調査した。この実態調査の結果から以下に示す 5 つのテーマをピックアップした。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 策定指針との整合2) 策定指針に取り込むべき項目3) 社会情勢の変化に伴う新しい施策の考え方4) 関係法令・上位計画との整合5) SEA の導入 |
|---|

2. 策定指針との整合性

現状の「策定指針」に策定内容として記述してあるが、実態調査結果では以下の項目について網羅されていない計画が多数あった。①自家処理、業者処理、特管一廃への対応、②広域調整・検討③処理施設整備に関する具体的事項。これらを基本計画の策定項目として網羅するために、実態、事例を調べるとともに、何故計画策定されていないか原因を考察し、調査・検討方法について考える。

2-1. 自家処理、業者処理、特管一廃への対応

自家処理では、生ごみ処理容器の補助台数から推計している事例がみられた。業者処理では、事業者アンケート調査により、業者処理量を把握している事例がみられた。特別管理一般廃棄物では、定性的に記述されている事例しかなく、感染性廃棄物の発生が考えられる事業者の調査やその事業者に対して、ヒアリング調査・アンケート調査等により実数の把握を行う必要がある。

2-2. 広域調整・検討

交付金制度による施設整備を実施するためには、循環型社会形成推進地域計画を策定することが義務付けられ、当該地域における計画策定が求められている。したがって、今後は広域化の流れが加速するものと考えられる。都道府県が平成 10 年前後にごみ処理広域化

計画を策定しているが、策定から7年前後が経過し、その間に法の改革や市町村合併等が急速に進められたことから、ごみ処理広域化計画自体の見直しも必要になってきていると考えられる。

2-3. 処理施設整備に関する具体的事項

交付金制度に変わり、従来の国庫補助事業に添付することが義務付けられていた廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画の策定が義務化されなくなったため、これに代わる計画を、一般廃棄物処理基本計画や施設整備基本計画に盛り込むことが必要となってきた。したがって、今後は一般廃棄物処理基本計画へ処理施設の整備に関する具体的事項が盛り込まれることが想定される。事例調査においても熱回収施設の整備に関する工程・規模を示しているものや組合の清掃工場の更新計画と規模を示しているものがみられた。

3. 策定指針に取り組むべき項目

実態調査では、「進行管理計画」というような、基本計画自体の進行を担保する計画が立てられているのがみられる。これらの項目が普遍的に策定されるための指針を考える。また、「不法投棄対策」、「災害廃棄物対策」等についても策定項目や検討内容を考える。

3-1. 計画の進行管理

- ①ごみ処理基本計画に示す計画目標に基づき、毎年度定性目標及び定量目標を設定する。
- ②従来の行政単独による確認・管理では、住民・事業者からの理解が得られにくいことが考えられるため、廃棄物減量等推進審議会または既存の協議会・委員会を活用し、協働体制が望ましい。確認評価事項として定性目標に対しては、アンケートなどを実施し住民・事業者に対する意向調査することが有効と考えられる。また、定量目標については、数値目標と実績数値の比較を実施する。

3-2. 不法投棄対策

計画検討事項として以下を例示する。

- 廃棄物の適正処理に対する一定の費用負担やその適正処理に責任を負っていることの認識・意識の向上
- 不法投棄等の原因者に対する規制や取り締まりの徹底
- 不法投棄につながる可能性の明確化
- 対応策を講じない排出者に対する厳正な対応
- 不法投棄原因者に対する行政の厳格な対応
- 廃棄物処理施設を整備
- 行政処分情報の公開等
- 廃棄物の適正処理を確保
- 廃棄物の発生抑制・資源化への取り組み

3-3. 災害廃棄物対策

計画検討事項として以下を例示する。

表-1 災害廃棄物対策の検討事項案

検討事項	検討内容
自治体が事前に調達する資機材	①仮置場選定の考え方、②設置場所による仮置場の選定方法、③再生資材の保管場所の選定方法
民間事業者からの協力・支援に関する検討	①協力支援可能団体の検討、②協力支援の可能性、③協力・支援時の体制、④協定締結の可能性
民間団体と協定を締結する場合の検討事項	①協力支援の依頼及び関連団体との調整を行う実施主体、②協定を締結する場合の主体、③自治体と民間団体の役割
民間団体と協定を締結する場合の検討事項	①他部局との調整、②協定内容

4. 社会情勢の変化に伴う施策の考え方

現在の廃棄物計画の状況を①環境対応について意識は意識として確実に定着しながらも、国の基本的なグランドデザインが方向性は出ているものの、各自治体あるいは組合組織において実行するにはもうひとつ具体性に欠けるものとなっている。②今までの計画が大なり小なりある程度の経済成長が廃棄物処理計画の策定時に意識されていたこともあり、実態と計画の乖離が目立ってきている。③これまでの一般廃棄物処理計画では、住民については概してご協力をひたすらお願いするに終始しているが、環境教育を充実させるなどして、ゆくゆくは責任の一環を担わせるべきものである。

と整理した上で、実態調査により、ISO、エコタウン、バイオマス、高齢化対応など近年の社会情勢を反映した施策を盛り込んでいる基本計画を例示し、近年の社会情勢を反映した施策（方針）例をあげ、排出抑制から最終処分までの個別計画の中でどのように反映させていくべきかを整理した。

5. 関係法令・上位計画との整合

策定指針以降、法令改正や個別リサイクル法の制定が行われている。また、その法令に基づく基本方針や基本計画が策定されており、数値目標が定められている。このような状況の中で、ごみ処理基本計画として整合すべき内容を明らかとするとともに、そのために必要な検討内容を考える。

表-2 特に留意が必要な法令等

関係法令	上位計画等		
	国	都道府県	市町村
①環境基本法 ②循環型社会形成推進基本法 ③廃棄物処理法等	①環境基本計画、②循環型社会形成推進基本計画、③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針等	①廃棄物処理計画 ②環境基本計画、 ③循環型社会形成推進計画 ④広域化計画等	①総合計画（基本構想） ②環境基本計画等

6. SEA の導入

平成 15 年 11 月に環境省総合環境政策局では、「一般廃棄物処理基本計画策定における戦略的環境アセスメント試行ガイドライン」を策定している。本ガイドラインでは、環境省が平成 13 年に廃棄物分野における戦略的環境アセスメントの基本的考え方や進め方の例についてとりまとめたことを受けて、特に大都市を想定した上で実際に市町村が一般廃棄物処理計画を策定する際に、戦略的環境アセスメントを実施手法や留意事項を提示し、一般廃棄物処理計画の策定における戦略的環境アセスメントの促進が期待されている。一方、現状では、同ガイドラインで示唆しているように、戦略的環境アセスメントの実施は、一部の地方公共団体において制度化への取組が進められているところであるが、具体的な実施事例はごく少数にとどまっている。

また、一般廃棄物処理計画の策定に際し戦略的環境アセスメントをすべての市町村における実施は現状では困難であり、戦略的環境アセスメントを実施については、まず計画策定者である市町村の自主性が尊重されると考えられる。

戦略的環境アセスメントの導入の意義をかんがみれば、一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、現状の問題点や課題を踏まえて、可能なところから試行的に導入を図ることが求められる。

下記に SEA 導入における市民への情報公開及び意見聴取にあたっての配慮事項・行うことが望ましい事項を概括する。

表-3 SEA導入時の配慮事項等

段 階	情報公開	意見聴取
計画の策定開始とSEA実施体制の整備	予定の公表	全体にわたる意見募集、積極的に関わる措置の実施
環境配慮方針の策定		広く一般の意識、意見を調査、多くの視点から整理
調査・予測・評価の項目及び手法の選定	確定次第公表することが望ましい	
複数案設定の方針、複数案及び評価手法等の公表及び意見	重点的に情報公開を行う、具体的な情報の提供	多くの媒体を使って広報を実施、バラエティのある意見交換会の実施
調査・予測・評価結果の公表及び意見募集	ニーズにあった報告書の作成	第三者の意見を聴取する

この概要版及び本編に関するお問い合わせ先 (社) 日本廃棄物コンサルタント協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-20 エステックビル 3 階

E-mail: jwc@haikonkyo.or.jp tel: 03-5822-2774 fax: 03-5822-2775